

富 建 第 4 0 号

平成 23 年 4 月 27 日

各指定確認検査機関 様

富士宮市長 須藤 秀忠
(都市整備部建築指導課)



狭あい道路拡幅整備事業に関する取扱いの改正について (通知)

貴機関におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、富士宮市の建築行政にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、富士宮市では平成23年4月1日付けで狭あい道路拡幅整備に関する取扱いの改正を行いました。

これにより、これまで富士宮市内の市街化区域内の認定市道である狭あい道路に限って必要であった事前協議書の提出が、富士宮市内のすべての狭あい道路において必要となりました。

つきましては、富士宮市内の狭あい道路沿いに建築する場合、確認申請を行う前に、狭あい道路拡幅整備事前協議書を提出し事前協議済通知書を受ける必要がありますのでお知らせします。

〈問合せ先〉

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地

富士宮市都市整備部建築指導課

TEL : 0544-22-1229



狭あい道路拡幅整備に関する取扱いの改正について

1 施行日

平成 23 年 4 月 1 日

2 主な改正内容

- (1) 第 3 の「拡幅整備の対象」を削ることによって、市街化区域内の認定市道沿いの後退用地に限らず事前協議を行うこととする。
- (2) 後退用地等の寄附の場合は、市は、今までの整備に加え、後退用地等の所有権移転を行うこととする。
また、市が後退用地等の所有権移転を行う際、建築主等は、後退用地等に設定されている地上権、抵当権等の権利を抹消することとする。
- (3) 第 1 号様式（狭あい道路拡幅整備事前協議書）に「都市計画の区分」を追加することによって、事務上の仕分けを容易にする。

第 1 号様式

狭あい道路拡幅整備事前協議書

年 月 日

富士宮市長 あて

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

建築主 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話（ ）

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

代理人 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話（ ）

狭あい道路の拡幅整備をしたいので、次のとおり関係書類を添えて協議を依頼します。

都市計画の区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
土地の地名及び地番並びに面積	富士宮市 m ²
後退用地等の面積	後退用地面積 m ²
	隅切り用地面積 m ²
道路の名称及び種別	市道 線・ —
土地所有者	住所 氏名
建築工事の時期	年 月ごろ確認申請等予定
官民境界の状況	<input type="checkbox"/> 境界確定済 <input type="checkbox"/> 境界未確定 <input type="checkbox"/> 不明
拡幅整備事業予定	<input type="checkbox"/> 寄附 <input type="checkbox"/> 使用整備承諾 <input type="checkbox"/> 自主整備
特記事項	
添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 現況平面図 <input type="checkbox"/> 後退用地等の面積を証する書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注） 該当するにレ印を打ってください。

狭あい道路の拡幅整備に関する取扱い 新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">狭あい道路の拡幅整備に関する取扱い</p> <p>第1 目的 この取扱いは、建築主等の理解と協力の下に、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する狭あい道路を拡幅することにより、もって安全で安心な居住環境の確保と災害に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 定義 1 狭あい道路 法第42条第2項に規定する道路で、幅員が1.8メートル以上4メートル未満のものをいう。 2 建築主 狭あい道路に接する敷地（以下「敷地」という。）に建築物を建築しようとする法第2条第16号に規定する建築主をいう。 3 所有者等 敷地について所有権、借地権その他土地に関する権原を有する者をいう。 4 後退用地 敷地と狭あい道路の境界線と、当該狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線との間にある土地をいう。 5 隅切り用地 狭あい道路が他の道路（道を含む。以下同じ。）と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所の内角が60度を超え、120度未満の角地にあつては当該角地の隅角を挟む辺の長さが2メートルの二等辺三角形の部分を、狭あい道路が他の道路と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所の内角が60度以下の角地にあつては当該角地の隅角を頂点とする底辺の長さが3メートルの二等辺三角形の部分をいう。 6 拡幅整備 後退用地及び隅切り用地（以下「後退用地等」という。）を避難上及び通行上の支障がない道路形態に整備することをいう。</p> <p>第3 拡幅整備の対象 狭あい道路の拡幅整備は、市街化区域内の認定市道沿いを対象とする。ただし、市長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">狭あい道路の拡幅整備に関する取扱い</p> <p>第1 目的 この取扱いは、建築主等の理解と協力の下に、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する狭あい道路を拡幅することにより、もって安全で安心な居住環境の確保と災害に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 定義 1 狭あい道路 法第42条第2項に規定する道路で、幅員が1.8メートル以上4メートル未満のものをいう。 2 建築主 狭あい道路に接する敷地（以下「敷地」という。）に建築物を建築しようとする法第2条第16号に規定する建築主をいう。 3 所有者等 敷地について所有権、借地権その他土地に関する権原を有する者をいう。 4 後退用地 敷地と狭あい道路の境界線と、当該狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線との間にある土地をいう。 5 隅切り用地 狭あい道路が他の道路（道を含む。以下同じ。）と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所の内角が60度を超え、120度未満の角地にあつては当該角地の隅角を挟む辺の長さが2メートルの二等辺三角形の部分を、狭あい道路が他の道路と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所の内角が60度以下の角地にあつては当該角地の隅角を頂点とする底辺の長さが3メートルの二等辺三角形の部分をいう。 6 拡幅整備 後退用地及び隅切り用地（以下「後退用地等」という。）を避難上及び通行上の支障がない道路形態に整備することをいう。</p>

現行

第4 市の責務

市は、この取扱いによる狭あい道路の拡幅整備に関する施策の普及その他狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

第5 建築主等の責務

建築主及び所有者等（以下「建築主等」という。）は、狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、その実施に協力するよう努めるものとする。

第6 事前協議

1 建築主は、次に掲げる行為の30日前までに、後退用地に関し市長と協議を行うものとする。

- (1) 法第6条第1項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の提出
- (2) 法第6条の2第1項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出
- (3) 法第18条第2項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定による建築計画の通知

2 事前協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 後退用地等の範囲に関すること。
- (2) 後退用地等の権原に関すること。
- (3) 後退用地等の形態及び維持管理に関すること。
- (4) 後退用地等の工事に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 建築主は、事前協議を行おうとするときは、狭あい道路拡幅整備事前協議書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 現況平面図
- (4) 後退用地等の面積を証する書類

改正案

第3 市の責務

市は、この取扱いによる狭あい道路の拡幅整備に関する施策の普及その他狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

第4 建築主等の責務

建築主及び所有者等（以下「建築主等」という。）は、狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、その実施に協力するよう努めるものとする。

第5 事前協議

1 建築主は、次に掲げる行為の30日前までに、後退用地に関し市長と協議を行うものとする。

- (1) 法第6条第1項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の提出
- (2) 法第6条の2第1項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出
- (3) 法第18条第2項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定による建築計画の通知

2 事前協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 後退用地等の範囲に関すること。
- (2) 後退用地等の権原に関すること。
- (3) 後退用地等の形態及び維持管理に関すること。
- (4) 後退用地等の工事に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 建築主は、事前協議を行おうとするときは、狭あい道路拡幅整備事前協議書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 現況平面図
- (4) 後退用地等の面積を証する書類

現行

(5) その他市長が必要と認める書類

- 4 市長は、事前協議が終了したときは、狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書（第2号様式）により、建築主に通知するものとする。
- 5 建築主は、第6の1の(1)から(3)までに掲げる行為をする際、狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書の写しを添付するものとする。

第7 拡幅整備

- 1 市長は、事前協議の結果、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、拡幅整備を行うものとする。
 - (1) 市に後退用地等が畜附されたとき。
 - (2) 後退用地等について市道の用に供すること及び拡幅整備を行うことについて建築主等の承諾があったとき。

- 2 建築主等は、後退用地等を畜附しようとするときは、寄附申込書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 公図の写し
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 登記承諾書
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、後退用地等の寄附を受納することに決したときは、寄附受納書（第4号様式）により、その旨を寄附者に通知するものとする。

- 4 建築主等は、後退用地等について一般交通の用に供すること及び拡幅整備を行うことについて承諾したときは、狭あい道路拡幅整備承諾書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

改正案

(5) その他市長が必要と認める書類

- 4 市長は、事前協議が終了したときは、狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書（第2号様式）により、建築主に通知するものとする。
- 5 建築主は、第5の1の(1)から(3)までに掲げる行為をする際、狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書の写しを添付するものとする。

第6 拡幅整備等

- 1 市長は、市街化区域内の認定市道沿いの後退用地等において、事前協議の結果、建築主等から次のいずれかの承諾を得られた場合に、狭あい道路の拡幅整備を行うものとする。ただし、当該後退用地等以外において、市長が特に整備の必要があると認められた場合は、この限りでない。

- (1) 市に後退用地等を畜附すること。
 - (2) 後退用地等について市道の用に供し、及び拡幅整備を行うこと。
- 2 市長は、建築主等から市に後退用地等を畜附する旨の承諾が得られた場合は、当該後退用地等の分筆登記を行い、所有権移転登記の手続きを行うものとする。この場合において、建築主等は、当該後退用地等の地上権、抵当権その他これらに類する権利を抹消するものとする。
 - 3 建築主等は、後退用地等を畜附しようとするときは、寄附申込書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 公図の写し
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 登記承諾書
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 4 市長は、後退用地等の寄附を受納することに決したときは、寄附受納書（第4号様式）により、その旨を寄附者に通知するものとする。

- 5 建築主等は、後退用地等について一般交通の用に供すること及び拡幅整備を行うことについて承諾したときは、狭あい道路拡幅整備承諾書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

現行

5 市長が行う拡幅整備は、原則として、簡易舗装及び見切り縁の設置工事とする。

第8 固定資産税の非課税

市長は、拡幅整備が終了したときは、建築主等に代わって固定資産の非課税手続を行うものとする。

第9 適用除外

この取扱いは、次に掲げるものが建築主等である場合については、適用しない。ただし、市長が公益上必要と認められたものについては、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為を行う者
- (3) 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者
- (4) その他市長が定める者

附 則

- 1 この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この取扱いは、施行の日以後に第6の1の(1)から(3)までに掲げる行為を行う者について適用する。

改正案

6 市長が行う拡幅整備は、原則として、簡易舗装及び見切り縁の設置工事とする。

第7 固定資産税の非課税

市長は、拡幅整備が終了したときは、建築主等に代わって固定資産の非課税手続を行うものとする。

第8 適用除外

この取扱いは、次に掲げるものが建築主等である場合については、適用しない。ただし、市長が公益上必要と認められたものについては、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為を行う者
- (3) 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者
- (4) その他市長が定める者

附 則

- 1 この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。
 - 2 この取扱いは、施行の日以後に第6の1の(1)から(3)までに掲げる行為を行う者について適用する。
- 附 則
- 1 この取扱いは、平成23年4月1日から施行する。
 - 2 この取扱いは、施行の日以後に第5の事前協議を行う者について適用する。